

第4章 史跡の現状と課題

史跡の本質的な価値を確実に保存・継承し、その価値を顕在化するとともに広く活用していくためには、まずは現状と課題を抽出することが重要である。本章では、保存活用計画でまとめた現状と課題を念頭に、整備の目的を明らかにするため、主に整備に関わる現状と課題について「調査研究」「保存整備」「活用整備」に分けて整理する。

4-1 調査研究の現状と課題

現 状

- ・遺構確認調査は概ね全域に及んでいるが、本丸最奥部や外堀など未調査地点もある。また調査は実施されているものの整備に必要な情報が不足している地点がある。
- ・文献史料・古絵図等の調査は、悉皆的に集成がなされたものの、その内容に関する詳細な調査研究は十分ではない。
- ・資料等を所有する関係機関との連携研究は十分に図られていない。
- ・遺構等の保護に向けた地盤調査等の工学的な調査が不十分である。
- ・興国寺城跡以外の周辺の文化財に対する調査研究が不十分である。

課 題

- ・電磁探査など最新技術等の実施も検討しながら、今後の保存管理や復元整備に資する遺構確認調査を継続して実施する必要がある。
- ・考古資料以外の史資料に対しても、継続的に調査研究を行う必要がある。
- ・専門的な資料の調査研究のためには、市内外の博物館等と継続的な連携が不可欠であるが、その体制は十分に整っていない。
- ・近年多発する集中豪雨等に備えるための工学的な現況把握が不足している。
- ・史跡の内容のみならず、周辺の関連する文化財も含めて把握、価値の確認など、地域を理解するための継続的な調査研究を実施する必要がある。



興国寺城跡に関する刊行物



浮島沼周辺の濃厚生産用具（県指定文化財）

4－2 保存整備の現状と課題

(1) 保存整備全般

現 状

- ・3回の追加指定を経て、指定面積は112,911.44m²と広大である。
- ・史跡指定地は令和7年度末で約95%の公有地化が進んでいる
- ・北曲輪や清水曲輪等指定地の一部は安全性が確保できないため、立ち入りが制限されている。
- ・県道富士三島線（根方街道）が三ノ丸を横断している。
- ・史跡内的一部分にはコンクリート擁壁や防護フェンス、神社地への管理用道路などが残されている。
- ・周辺住宅へ電力を供給する電柱等が史跡内に存在する。

課 題

- ・史跡範囲が広大であることから、一度にすべての整備工事を実施することは困難であるため、ゾーニング等による段階的整備計画を策定する必要がある。
- ・整備に向けて残地の公有地化を図る必要があるが、高齢者や事業者もあり、移転は容易ではない。
- ・現在立ち入りを制限している箇所を含めて安全性を高めた整備の計画を定める必要がある。
- ・県道など撤去が容易でない現代構造物に対し、これらの管理者と調整を図る必要がある。
- ・現在、擁壁や防護フェンスが設置されている東海道新幹線との境界では、将来的にJR側による補修工事が必要となる可能性があり、景観等を維持するためにも調整が必要となる。
- ・史跡の管理上必要な電力の確保や周辺住宅への影響も踏まえた計画を検討する必要がある。

(2) 遺構・景観保存

現 状

- ・伝天守台石垣は近代以降に抜き取りにあっており、当時の形状をとどめていない。また一部の石がはらんており、崩落の危険性がある。
- ・曲輪に付随する土壘は、崩落や滅失もしくは上端が削平されており、安定的な形状ではない。

課 題

- ・伝天守台や土壘など地上に露出している遺構に対して、適切な保存対策が必要である。



興国寺城跡全景（南より：平成 28 年度撮影）



西外堀のフェンス



伝石火矢台西側の擁壁



伝天守台・本丸土壘と穂見神社



三ノ丸と史跡内を通過する県道と電線

(3) 植栽・樹木

現 状

- ・史跡範囲が広大であることから、雑草木除去が全域に行き届かず、雑草が繁茂する時期には曲輪や露出展示する遺構が見えづらくなり、城郭の理解を妨げている。
- ・史跡内には大きく生育した樹木があり、台風や強風などで倒木、枝折れなどの被害がある。
- ・伝天守台からの眺望は良好で、かつて城主が見た景観を想起させる要素を持ち合わせているが、神社地や伝天守台、本丸土壘等において景観を阻害している樹木がある。

課 題

- ・史跡の景観維持のための草刈り等に多くの費用と労力が必要となっている。
- ・遺構保存に影響を与える樹木の除去が必要である。
- ・城郭としての景観の保全のため、史跡にふさわしい樹木のあり方を検討する必要がある。



本丸土壘と樹木



本丸・二ノ丸土壘と樹木



伝石火矢台の土壘と樹木



東外堀から見た清水曲輪

(4) 関連施設

現 状

- ・本丸最奥部に江戸時代に創建された高尾山穂見神社（現社殿：昭和48年築）が鎮座しており、毎年本丸や二ノ丸を利用した祭典が地元自治会により行われ、多くの来場者がある。
- ・大部分が公有地化したことにより、建築物や工作物はすでに多くが撤去されているが、指定地内には電柱などが残されている。
- ・沼津市が設置した見学者向け仮設安全柵等があるが、遺構の保存や史跡の景観に適していないものもある。

課 題

- ・地元の人々に親しまれてきた神社の経緯・背景に配慮しつつ、今後の維持管理や建て替え等には地下遺構の確認調査の実施等も含めて地元住民と協議のもと、一体的な保存整備を進めるが必要である。
- ・史跡整備に合わせて神社を除く現代構造物に対し、史跡との共存や今後の利用方法について、撤去を含めて検討が必要である。
- ・遺構の保存や史跡の環境に配慮した安全柵等に設置し直す必要がある。



高尾山穂見神社



本丸内の電柱



伝天守台周辺仮設ロープ柵

(5) 史跡指定地外の区域

現 状

- ・北曲輪の北約 200 mには東駿河湾環状道路が、三ノ丸から南約 150m には、都市計画道路金岡浮島線が計画されており、周辺環境の変化が予測されている。
- ・史跡より北側には近代以降の茶栽培の発展による茶畠が広がり、南側は原市街地や千本松原、駿河湾、伊豆半島など良好な景観が広がっている。

課 題

- ・都市計画道路建設による史跡周辺の環境変化に対しては、関係機関との連絡調整、連携を継続し、必要があればこれらと調和した整備する必要がある。
- ・史跡からの眺望保全のために、関係部局との連携が必要となる。



浮島地区の田園風景



伝西櫓台から駿河湾方向を望む



伝天守台から富士山方向を望む



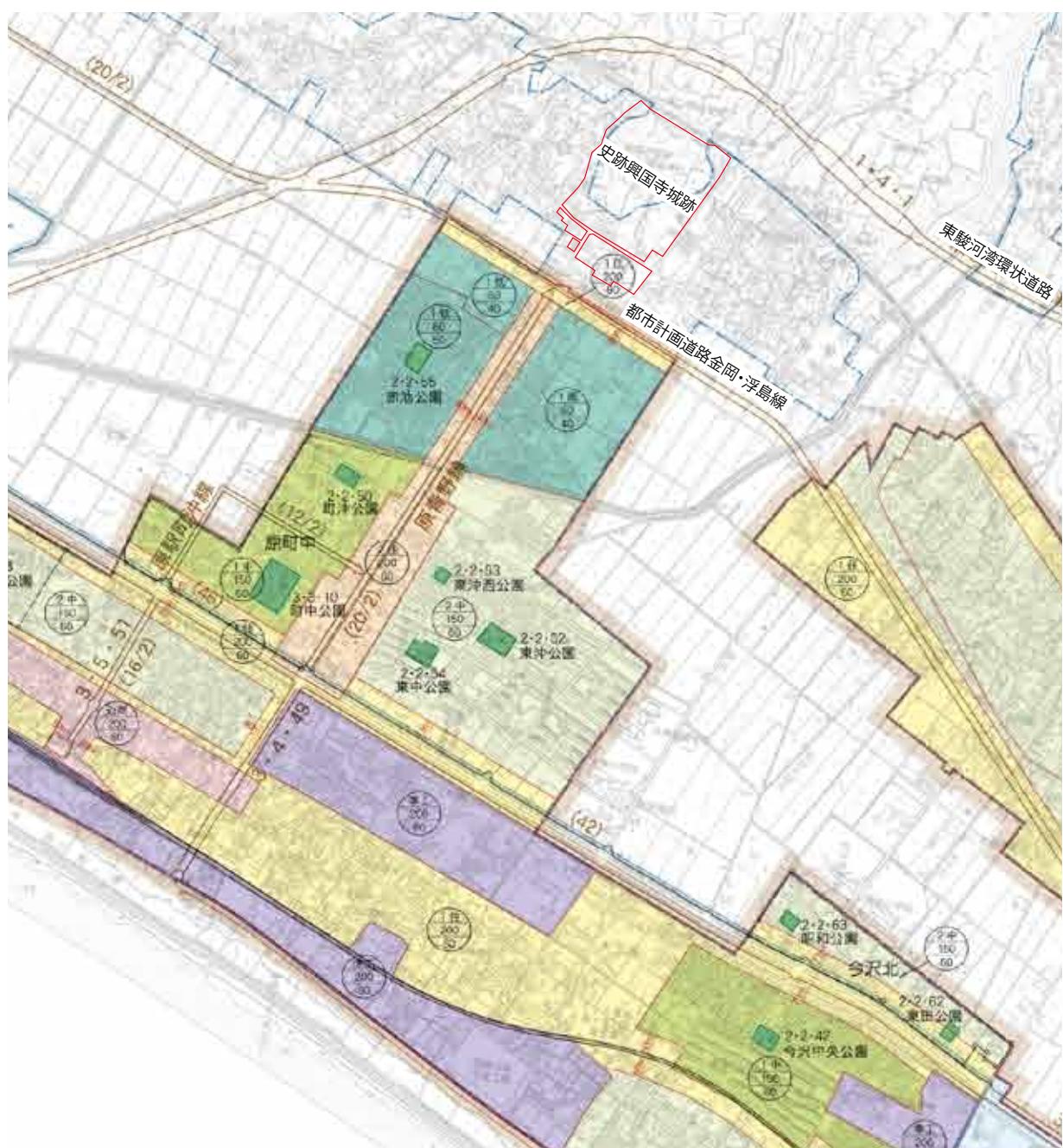
興国寺城跡上空から富士市方向を望む



興国寺城跡上空から駿河湾・伊豆半島方面を望む



千本松原



第4-1図 興國寺城跡周辺都市計画図

4-3 活用整備の現状と課題

(1) 活用整備全般

現 状

- ・車椅子利用者や高齢者等への配慮が不十分である。
- ・続日本100名城に認定されてから来場者が増加しているが、ゴミの投棄数も増加している。
- ・史跡より南側は市街地化が進行しており、浮島沼としての往時の姿を理解することは難しい。

課 題

- ・全域の見学が困難な見学者に対して史跡の価値を示す手法を検討する必要がある。
- ・ゴミの投棄に対し、有効な対策が講じられていない。
- ・城が浮島沼を利用して築かれていることを十分に伝えられていない。

(2) 動線・園路

現 状

- ・見学路は未舗装で、ロープ等による簡易手すりしか設置されていない箇所がある。
- ・管理用道路が通っているが、見学者も本来の城内通路ではなく、この道路を利用している。

課 題

- ・動線計画に合わせ、手すりや階段などの諸施設について、形状や配置等を検討する必要がある。
- ・管理用道路と本来の城内通路とを区分して、見学者には本来の城内通路を利用し、史跡を体感できるような計画を定める必要がある。



伝天守台の見学路



ゴミの不法投棄



史跡内管理用道路

(3) サイン等

現 状

- ・史跡の解説サインは神社地の総合解説を除き、曲輪や遺構群について解説する個別サインが現地には存在しておらず、史跡の価値を十分に伝えられていない。
- ・史跡全体を巡るための誘導サイン等がなく、大多数の見学者は見学が容易な伝天守台にとどまっている。
- ・神社地ではパンフレット入手できるが、周辺も含めた史跡の価値をアピールする施設は未整備である。

課 題

- ・曲輪や遺構に対して見学者が情報を得られる機会が不足しており、史跡の価値を伝える解説サイン等の充実させる必要がある。
- ・誘導サインや注意喚起サイン等、見学者の利便性や安全性に配慮したサインの設置が必要である。
- ・史跡内の解説サインにとどまらず、その周辺でも含めた総合的な案内サイン等を設置するなど、史跡を地域に位置づけるような取り組みを行う必要がある。

(4) 遺構表示

現 状

- ・発掘調査では約100年間にわたる遺構群が重複して検出されているが、発掘調査によって検出された遺構群は保存のために埋め戻され、現在は見学できない状態にある。

課 題

- ・重層的な遺構群の価値を来訪者に示すため、展示手法等（地上露出、建造物の復元、解説板等）について検討する必要がある。



神社地内の史跡解説サイン



遺構名称サイン（伝天守台）

(5) 管理施設・便益施設

現 状

- ・沼津市教育委員会が保管している発掘調査の出土遺物は、史跡から離れた沼津市文化財センター展示室のみで展示している。また興国寺城跡に関連する歴史資料の展示は、沼津市明治史料館にて行われているが、資料のごく一部にとどまっている。
- ・指定範囲は広大であるものの、トイレは自治会所有の神社地に設置された簡易トイレのみである。また休憩施設も史跡内に存在していない。
- ・JR 東海道本線原駅が最寄り駅となるが、徒歩約 30 分、またバスも本数も多くないことから、自家用車以外での来訪は少ない。
- ・自家用車で来場する見学者が多いものの、駐車場が整備されておらず、史跡内的一部を暫定的に駐車場として運用している。
- ・駐車場への案内表示が不十分であり、地域の生活道路への路上駐車等が度々発生している。
- ・最寄り駅からの案内等が不十分という問い合わせを受けることがある。

課 題

- ・史跡の直近にて展示を常時行うことができる施設はないため、既存の施設の活用も含めて、史跡の価値を示す総合的なガイダンス機能の設置が必要である。
- ・見学者が利用しやすいトイレや休憩施設等の便益施設を整備する必要がある。
- ・公共交通機関や自転車など自家用車以外でのアクセス性の充実を図る必要がある。
- ・自家用車での見学者が多いことから、早急に駐車場の設置を進める必要がある。
- ・あわせて路上駐車を防ぐため、史跡内の案内板の検討を進める必要がある。
- ・史跡までの道標等の整備が必要となっている。



興国寺城跡出土遺物



神社地内の簡易トイレ



暫定駐車場（三ノ丸内）